

埼玉県板金工業組合賛助会員加入届

受付年月日 令和 年 月 日 ⑩

加入年月日 令和 年 月 日

埼玉県板金工業組合賛助会員規約に賛同の上

賛助会員に加入致します。

会社名	⑩
令和 年 月 日	
会社名	
ご住所 〒	
電話番号	FAX 番号

埼玉県板金工業組合

理事長 野口 育男 様

【記入例】 ※枠内をご記入下さい。

埼玉県板金工業組合賛助会員加入届

受付年月日 令和 年 月 日 日 ⑩

加入年月日 令和 年 月 日 日
組合にて記入します。

埼玉県板金工業組合賛助会員規約に賛同の上

賛助会員に加入致します。

会社名	株式会社 埼玉商事 印 ⑩
令和 〇 年 〇 月 〇 日	
会社名	株式会社 埼玉商事
ご住所 〒	362-0000
	埼玉県上尾市二ツ宮0000-00
電話番号	048-000-0000 FAX 番号 048-000-0000

埼玉県板金工業組合

理事長 野口 育男 様

『埼玉県板金工業組合賛助会員規約』

(目的)

第 1 条 この規約は、本組合が定める定款第 5 6 条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第 2 条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、かつ本組合の事業の円滑な運営に協力しようとする者とする。

(賛助会員)

第 3 条 本組合は、本規約第 1 条の目的を達成するため賛助会員に対して、次の事業を行う。

- (1) 本組合が発行する会報の提供
- (2) 本組合または組合員との情報交換、並びに懇談会等の開催
- (3) その他第 1 条の目的達成するために必要な事業への参加権利

2 本規約に必要な事項に関しては理事会にて定める。

(加入)

第 4 条 賛助会員の資格を有するものは、本組合の承諾を得て加入できる。

- 2 前項の諾否は、理事会において定める。
- 3 賛助会員の加入登録者は、その事業所が選任した者を登録する。

(会費)

第 5 条 賛助会員は、年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は前後期の 2 期に分け、30,000 円ずつ年 60,000 円を負担する。

(脱退)

第 6 条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に通知し、理事会にて承認決議されたのち脱退できる。

(除名)

第 7 条 本組合は、次の各号に該当する賛助会員を除名できる。

- (1) 会費の支払い、経費の支払い、その他組合に対する義務を怠った賛助会員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 本組合の事業の利用について、不正の行為をした賛助会員
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第 8 条 賛助会員について本規約に定めのない事項は、理事会にて決定する。

付 則

本規約は平成 12 年 5 月 7 日より施行する。

令和 6 年 2 月 16 日改定